

保育士等処遇改善臨時特例事業について

1 概要

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士・幼稚園教諭等及び放課後児童支援員等の処遇の改善のため、令和4年2月から収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施する。（補助率 令和4年9月まで国10/10）

2 実施根拠

令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について（R4.1.14府子本第18号）

3 事業内容

(1) 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業 (千円)

対象施設数等		補正額		財源内訳		
		対象施設	31園	国	県	市
予算額	R3(2~3月)		11,595	11,595		
	R4(4~9月)		45,748	45,748		
	R4(10~3月)		45,748	23,668	11,028	11,052
	合計		103,091	81,011	11,028	11,052
算定方法		補助基準額×R3年度年齢別平均利用児童数(見込)×事業実施月数				
実施概要(R4.9まで)		賃金改定を行う民間保育所等への補助 (R3・4計 57,343千円)				
R4.10以降の動き		10月以降は、公定価格が改定され、市負担が発生する見込み (概ね国1/2、県1/4、市1/4)				

(2) 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業 (千円)

公民区分		公設	民間	合計(補正額)	財源内訳	
対象施設数等		16クラブ	7クラブ	23クラブ	国・県	市
予算額	R3(2~3月)	2,467	641	3,108	3,108	
	R4(4~9月)	7,399	1,921	9,320	9,320	
	R4(10~3月)	7,399	1,921	9,320	6,212	3,108
	合計	17,265	4,483	21,748	18,640	3,108
算定方法		補助基準額11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数				
実施概要(R4.9まで)		公設：受託事業者との委託契約変更 民間：賃金改定を行う民間放課後児童クラブへの補助				
R4.10以降の動き		10月以降は、子ども子育て交付金により同様の措置を講じる (国1/3、県1/3、市1/3) ※地方負担分は地方交付税措置を予定				

(3) 実施円滑化事業 (千円)

対象施設数等	補正額	財源内訳(国)
R3(2~3月)	500	500
算定方法		1市あたり 500千円
実施概要		(1)及び(2)の事業の実施を円滑に進めるために必要となる経費(人件費)に対する補助

4 今後のスケジュール

令和3年度分については2月定例会に補正予算案として提出  
 令和4年度分については令和4年度補正予算案として提出予定